平成２５年（フ）第３０７４号
大阪市生野区田島２丁目４番22号
債務者　西原徳弘こと　姜　　徳弘
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７７４号
大阪府四條畷市雁屋南町20番19号　ウィンディアＳＫ・Ｂ201
債務者　池田　章司
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８５６号
大阪府八尾市明美町２丁目10番１―403号
債務者　越川　里香
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１０５号
大阪府四條畷市岡山２丁目16番４号
債務者　細谷菜穂子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２１４号
大阪府四條畷市楠公１丁目６番27号
債務者　中迫　宏司
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２６１号
大阪市東成区深江北３丁目２番８―407号、前住所大阪市生野区田島１丁目９番27号
債務者　石野　　結
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２９１号
大阪府門真市宮野町11番10号
債務者　阿部　麻実
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３９７号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―2110号
債務者　髙桑　美香
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４９３号
大阪府摂津市千里丘東５丁目17番13号　グリーンコート摂津205号
債務者　藤原　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４９９号
大阪府豊中市走井１丁目21番32号
債務者　清水　　靖
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５００号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目６番15号　メゾン萩之茶屋301号
債務者　塚本奈王紀
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５２号
神戸市長田区片山町５丁目７番29号
債務者　宮田　　学
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５４号
神戸市兵庫区夢野町３丁目２番１号
債務者　山中めぐみ
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９３号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地　27号棟505号
債務者　神野京子こと　姜　　京子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５６１号
愛知県日進市栄２丁目707番地　パールシティー106
債務者　福和　園美
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３３号
北九州市八幡東区中央３丁目１番26―503号
債務者　迫内　道廣
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４３４号
北九州市八幡東区中央３丁目１番26―503号
債務者　迫内　敬子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５１８号
北九州市小倉北区古船場町７番８―1101号、住民票上の住所北九州市小倉北区高峰町16番25号
債務者　宮崎　昭平
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部